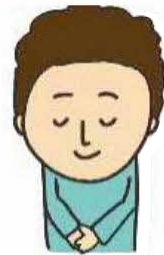


密集事業の開始について

令和7年度から令和16年度までの10年間、密集事業（防災生活道路1～5号の道路拡幅整備や公園等の整備）を推進していきます。期間中に土地のご提供を頂ける場合、土地の買収費用や物件移転補償費のお支払いなどを行います。

防災生活道路1～5号の**道路用地**、又は **公園用地**として**土地の提供をご検討いただける方は下記までお知らせください。**



道路拡幅整備の事例



足立一・二・三・四丁目地区では、密集事業で幅4m未満の道路を幅6mの道路へ拡幅整備し、防災性の向上を図りました。

公園(プチテラス)整備の事例



千住西地区では、密集事業で公園（プチテラス）を整備し、防災性向上のため空地の確保を図りました。

柳原千草園の一部改修に伴う基本設計について

防災生活道路5号の拡幅整備に伴い、柳原千草園の北側の一部を改修するための基本設計を今年度行います（令和8年度に実施設計、令和9年度に改修工事予定）。

基本設計では、改修する範囲の決定や、どのような改修をするかを検討します。

進捗状況については、このニュースでも随時お知らせします。



国土地理院 地理院地図 航空写真を加工して作成

『柳原まちづくりニュース』に関するお問い合わせ先



足立区 都市建設部 建築室 建築防災課

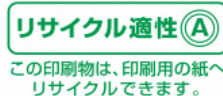
住 所 〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

電 話 03-3880-5187(直通) F A X 03-3880-5615

メール kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

H P <https://www.city.adachi.tokyo.jp/misshu/yanagihara.html>

柳原地区のまちづくり 検索



柳原のまちづくりの進捗や協議会の活動状況をお伝えする広報紙です

まちづくりニュース

このニュースは、柳原地区（柳原一丁目、柳原二丁目の全域）にお住まいの方、柳原地区内に土地や建物を所有している方にお送りしています。

【発行】柳原地区まちづくり協議会

今回のまちづくりニュース概要は以下のとおりです。

足立区のホームページに詳細な資料があります。あわせてご覧ください。

1 ページ	協議会開催報告・まちづくりメンバー募集
2・3 ページ	防災街区整備地区計画の決定について
4 ページ	密集事業の開始について 柳原千草園の一部改修に伴う基本設計について



資料はこちらから



第6回「協議会」のご報告

第6回 協議会の概要

【日 時】令和7年8月4日（月）18時30分～

【参 加 者】協議会会員12名（うち、リモート参加1名）

【主な内容】防災街区整備地区計画の決定について
密集事業の開始について
柳原千草園の改修について
部会活動について



協議会の様子

一緒にまちづくりをするメンバーを募集予定です！

柳原地区では、足立区と共に協議会を運営しています。

また、協議会内に、**特定のテーマに関して活動する部会を設ける予定**です。

まちづくりにご興味のある方は、4ページのお問い合わせ先までご連絡ください。

みんなで一緒に柳原を盛り上げていきましょう！

柳原でこういう活動をしたい！

どうすればもっと住み良いまちになるだろう？



柳原一・二丁目地区防災街区整備地区計画の決定について

防災街区整備地区計画の概要

令和7年6月16日に「柳原一・二丁目地区防災街区整備地区計画」が決定、告示されました。

誰もが安心して生活できるまちを実現していくため、今後は地区計画の内容に沿って、**新築や建替えなどの際には**以下の2点をお願いします。

- ① 3ページに記載されたルールへの順守
- ② **工事に着手する日の30日前までに**足立区へ防災街区整備地区計画に基づいた届出書を提出



地区計画の詳細はこちらから

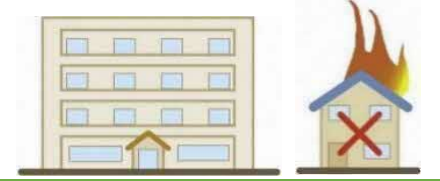


国土地理院の基盤地図情報を加工して作成

地区全域にかかるルール

ルール1 建築物の構造に関する防火上必要な制限(その1)

⇒延床面積500㎡を超えるものは**耐火建築物等**、その他の建築物は**耐火建築物等又は準耐火建築物等**とします。



ルール2 建築物等の用途制限

⇒風俗営業やナイトクラブ、ホテル又は旅館など、**地区にふさわしくない建築物は新たに建築できなくなります。**

ルール3 建築物の敷地面積の最低限度

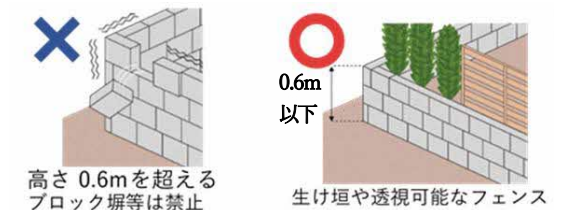
⇒木造住宅密集地域のさらなる密集化を防ぐため、建替えの際に敷地が細分化されないよう、**敷地面積の最低限度を66㎡**と定めます。ただし、既存の敷地をそのまま使用する場合などは適用されません。

ルール4 建築物等の形態や色彩などの制限

⇒建築物の屋根、外壁等は良好な住環境にふさわしい、**落ち着いた色合い**のものとします。

ルール5 垣又は柵の構造の制限

⇒道路に面して、**高さ0.6mを超えるブロック塀等を設けることを禁止**します。新たに垣、柵を設ける場合には、生け垣又は透視可能なフェンスをご使用ください。



ルール6 土地の利用に関する事項(緑化の推進)

⇒生垣の設置など、積極的に緑化にご協力ください。

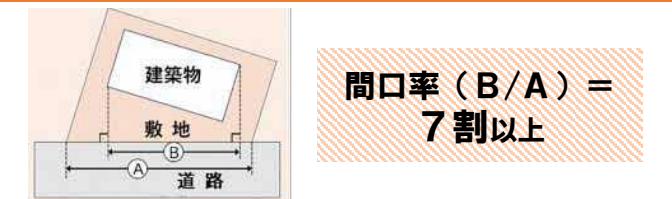
防災生活道路を火や熱から守り、避難路として確保するために
上記の「地区全域にかかるルール」に追加でかかるルール

ルール7 建築物の構造に関する防火上必要な制限(その2)

⇒建築物の**高さ5m未満の部分**は、隙間のない壁を設けるなど、**防火上有効な構造**としてください。

ルール8 間口率の最低限度

⇒敷地における建築物の**間口率を7割以上**とします。



ルール9 高さの最低限度

⇒建築物の**高さの最低限度を5m**とします。

ルール10 壁面の位置と工作物等の設置の制限

⇒建築物の外壁・柱及び塀などの設置可能範囲は、**防災生活道路中心からの距離が3.0m以上**とします。

